

2011年12月15日

埼玉県知事  
上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子  
日本共産党秩父市議会議員団  
団 長 齋 藤 捷 榮

## 秩父市内の県条例違反の土砂たい積問題に関する申し入れ

埼玉県は2009年2月、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」にもとづき、(株)田嶋産業(秩父市)からの秩父市田村地内での土砂たい積事業の許可申請を2年間の期限で許可しました。申請では一時たい積を目的とし、最大たい積量は約5,159立方メートル、積み上げ高さは2メートル以内となっているにもかかわらず、同社は約4万5,000立方メートルもの建設残土を同地に持ち込み、区域も高さも許可条件を大きく逸脱し、許可期間終了後も改善することなく放置しています。

県は2011年6月、(株)田嶋産業に対し、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」第19条(変更の許可)違反と認定し、当初の届出どおりに是正するよう措置命令を出しましたが、同社は期限の10月29日までに措置命令を履行していません。

わが党議員団が2011年11月9日に現地を調査したところ、大量の建設残土が見上げるほどの高さまで積まれ、周辺住民の利用する道は通行不能とされ、届出区域外の他人の土地にまで建設残土をたい積するなど周辺住民に甚大な被害を及ぼしています。

(株)田嶋産業は県条例第19条、第31条(措置命令)に違反しているほか、第25条(定期報告)、第26条(たい積に係る土地の汚染調査)に定められた義務についても一部不履行が認められ、同社の行為はきわめて悪質と言わざるを得ません。こうした事態を今日まで放置している県の責任は重大です。

よって、県におかれましては下記の措置を講じるよう、強く申し入れます。

### 記

- 一、(株)田嶋産業に対し、刑事告発を含む法的措置を取るなど、厳正に対処すること。
- 一、許認可者の責任において、当該地周辺の住民に対し説明する機会を設けること。

以上